



(別添 2)

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 25 日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

各学校等における教育活動の再開に向けたマスクの準備について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号文部科学事務次官通知。以下「通知」という。）において、各学校等の再開に向けたガイドライン等をお示ししたところです。

新型コロナウイルス専門家会議の分析（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」令和 2 年 3 月 19 日）によれば、国内の感染状況について、一部の地域での感染拡大が見られ、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大流行につながりかねないとの見解が示されています。このため、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すことが必要です。

通知では、集団感染を防ぐために日常において、3 つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する対策が不可欠であることを踏まえ、学校では、特に「(1)換気の徹底」と「(2)近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等」の対応をとっていただくようお示しました。

そのうち、「(2)近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等」については、「咳エチケット

の要領でマスクを装着するなどするよう指導すること」としたところであり、集団感染のリスクを避けるため、特に屋内で、近距離での会話や発声が必要な場面では、できる限りマスクの装着をお願いします。

他方、現在マスクの需要が大幅に高まり、供給が追いつかないため、政府としてマスクの供給不足への対応に取り組んでいるところですが、各家庭が市販のマスクを入手することが困難な状況が続いております。そこで、各設置者・学校等におかれては、学校等において装着するマスクが児童生徒等に行き渡るよう手作りマスクの作成・使用（別添資料・下記リンク参照）についても積極的に検討願います。まず、新年度の学校再開に向けたマスクの準備について、春休み中に家庭において手作りマスクを作成していただくよう、その普及に向けた取組をお願いします。

また、家庭において十分な対応が困難であることも考えられることから、地域においても、子供の育ちに関わる地域の関係者（家庭教育支援員や地域学校協働活動推進員等）や関係機関（社会教育施設等）を中心に、学校・家庭・地域が連携して、手作りマスクの普及に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さらに、各学校においても、養護教諭や家庭科、技術・家庭科担当教師等を中心に手作りマスクを作成する学校教育活動を行うことなども考えられます。

なお、上記のような工夫を行ってもなおマスクが児童生徒等に十分に行き渡らない場合も考えられますので、マスクを入手できない児童生徒等がいじめ等を受けることのないよう、生徒指導上の配慮等を十分に行っていただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

○マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係

TEL：03-5253-4111（内線2976）FAX：03-6734-3794

【地域における取組に関すること】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課企画係

TEL：03-5253-4111（内線3488）FAX：03-6734-3718